

堺市歩道橋ネーミングライツ・パートナー募集に関する質問と回答

	質 問	回 答
1	<p>【堺市歩道橋ネーミングライツ・パートナー募集要項】3. 募集の条件 (7) 通称標示等にかかる諸経費の負担について</p> <p>施工及び撤去の際、歩道橋からぶら下げる形で簡易な足場を作り、シールを貼りたいと考えています。</p> <p>その作業中に道路を封鎖する必要はありますか。</p> <p>もし必要であればその費用を教えてくださいたいと思います。</p>	<p>通称名の標示及び撤去工事にかかる施工方法等については、施工業者が交通管理者である警察及び道路管理者である本市に協議を行い、決定します。</p> <p>道路の交通規制についても施工業者が所轄の警察署と協議を行い、決定されるため、本市からお答えすることができません（なお、過去の施工事例について、下欄に記載しましたので、参考にして下さい）。</p> <p>このため、施工にかかる費用については、施工を依頼される業者に、御確認いただきますようお願い申し上げます。</p>
	<p>【参考：過去の施行事例】</p> <p>募集対象の各歩道橋の高さは建築限界 4.5m を考慮して、約 4.7～4.9m となっています。</p> <p>募集を行っている各歩道橋は幹線道路上にあり、多くの大型車両が通行していますが、荷物を積んだトレーラーなどの大型車両は高さが 4m を超えるものがあり、歩道橋から吊り下げた足場に、これらの大型車両が接触する恐れがあります。</p> <p>過去の施工事例としては、交通への影響を最小限に抑え、短時間で安全に作業を終了させるため、交通量の少ない深夜に車線規制を行い、高所作業車を使ってシールを貼り付ける方法で施工されています。</p>	